

平成 30 年度 第 1 回鴨川市都市計画審議会 会議録

■ 開催日時・場所・出席者

日 時：平成 30 年 5 月 23 日（水）午後 1 時 57 分～午後 2 時 38 分

場 所：鴨川市役所 6 階 600 会議室

出席者：以下のとおり

【出席委員】

◎：会長 ○：副会長

No.	区 分	氏 名	備 考
1	1 号委員 (識見者)	◎寺尾忠行	鴨川市商工会 会長
2	同上	渡辺淳一	城西国際大学 観光学部 教授
3	同上	金杉司	一般社団法人 鴨川青年会議所 理事長
4	同上	鈴木健史	一般社団法人 鴨川市観光協会 会長
5	同上	浦邊洋一	鴨川市農業委員会 会長
6	同上	永嶋良子	建築士
7	2 号委員 (市議会議員)	○脇坂保雄	鴨川市議会 副議長
8	3 項委員 (関係行政機関職員)	高山治	安房土木事務所 所長
9	同上	君塚裕治	鴨川警察署 署長
10	同上	四野宮敏夫	鴨川消防署 署長
11	同上	高浦祐之	南部林業事務所 所長

(順不同、敬称略)

【欠席委員】 2 名

- ・刈込信道委員（鴨川市議会建設経済常任委員会委員長）
- ・川股誠二委員（鴨川市議会建設経済常任委員会副委員長）

【市行政関係者】

所属・職	氏名	備考
鴨川市長	亀田 郁夫	
鴨川市建設経済部 部長	平川 潔	
鴨川市建設経済部都市建設課 課長	野村 敏弘	事務局
鴨川市建設経済部都市建設課 課長補佐	矢代 忠恭	事務局
鴨川市建設経済部都市建設課 都市整備係	夏目 紀彦	事務局
鴨川市建設経済部都市建設課 都市整備係	中嶋 太郎	事務局

【傍聴者】

なし

■ 配布資料

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 座席表
- ・ 出席者名簿
- ・ 【資料1】 鴨川都市計画「用途地域の見直し」（素案）
- ・ 【資料2】 鴨川市用途地域等指定方針及び指定基準（素案）

会議要旨

1 開会

○事務局・矢代

皆さん、こんにちは。ご案内の時間前ですが、皆様、お揃いですので、ただいまから、平成30年度 第1回鴨川市都市計画審議会を開会させていただきます。

私は、本日の司会進行役を務めさせていただきます、都市建設課の矢代と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

始めに、お手元の資料の確認をさせていただきます。まず、本日の会議次第がありまして、委員名簿、席次表、出席者名簿、資料1、鴨川市都市計画「用途地域の見直し」(素案)、資料2、鴨川市用途地域等指定方針及び指定基準(素案)。以上となりますが、配付漏れ等はございませんでしょうか。

なお、本日の会議は、「会議次第」に従いまして、順次、進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

会議は、おおむね1時間程度、午後3時頃の終了を目安として進めて参りたいと思いますので、どうぞ、ご協力をお願いいたします。

なお、本日、刈込信道委員、川股盛二委員におかれましては、所用により欠席とのご連絡を頂いておりますので、ご報告させていただきます。

次に、委員の交代につきまして、ご報告をさせていただきます。一般社団法人鴨川青年会議所の役員交代により、前任の森谷義真様に代わりまして、本年2月1日付けで金杉司様を都市計画審議会委員に委嘱させていただいております。また、千葉県的人事異動により、安房土木事務所の吉田良治様に代わり高山治様、南部林業事務所の南山明義様に代わり高浦祐之様を平成30年4月1日付けで都市計画審議会委員に委嘱させていただいておりますので、ご報告させていただきます。

本日は、平成30年度第1回目の会議であり、本日が初めての委員さんもおられますので、ここで、委員の皆様、並びに出席しております執行部及び事務局職員の紹介をさせていただきます。

お手元の「出席者名簿」順にご紹介をさせていただきます。

まず、1号委員さんでございます。

前回の審議会において、本審議会の会長に選任させていただきました寺尾忠行委員でございます。

渡辺淳一委員でございます。

金杉 司委員でございます。

鈴木健史委員でございます。

浦邊洋一委員でございます。

永嶋良子委員でございます。

続きまして、2号委員さんをご紹介させていただきます。

本審議会の副会長であります、脇坂保雄委員でございます。

続きまして、3項委員さんをご紹介させていただきます。

高山 治委員でございます。

君塚裕治委員でございます。

四野宮敏夫委員でございます。

高浦祐之委員におかれましては、本日所用のため代理出席を頂いております。

南部林業事務所次長 大澤健司様でございます。

本日、ご出席の委員の皆様は、以上でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、市執行部の紹介をさせていただきます。

亀田郁夫鳴川市長でございます。

平川潔建設経済部長でございます。

次に、事務局を紹介させていただきます。

都市建設課野村課長でございます。

都市建設課都市整備係夏目主査でございます。

同じく都市整備係中嶋主事でございます。

改めまして、私、課長補佐を仰せつかっております矢代と申します。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

2 市長あいさつ

○事務局・矢代

それでは、開会に当たりまして、亀田市長よりごあいさつを申し上げます。

市長、よろしくお願いいたします。

○亀田市長

皆様こんにちは。市長の亀田でございます。

本日は、大変お忙しい中、都市計画審議会にお集まりいただきありがとうございます。

また、日頃より本市の都市計画、更にはまちづくり全般につきまして、多大なるご理解とご協力を頂いておりますこと、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

ご案内のとおり、人事異動や役員改選により、委員の交代がございましたが、この審議会は、まちづくりの基礎となる、都市計画に関する決められた事項を調査あるいは審議頂くために、識見を有する方や関係行政機関、そして市議会議員の皆さんにお集まり頂いておりますので、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。

さて、前回、昨年12月の審議会では、「都市計画区域の統合・再編」や「用途地域の見直し」など、本市の都市計画の課題を、そして、今後の方針として、まずは「用途地域の見直し」を

優先的に進めて参りたいとご説明させて頂きました。

その後、国や県との協議を重ね、ようやく「用途地域見直しの素案」がまとまり、皆様にお示しできる段階になりましたことから、本日は、その内容についてご説明させて頂き、ご意見などを頂戴したいと考えております。

どうか、十分なお審議を賜り、本市まちづくりのためのご協力をお願い申し上げます。

本日は、ありがとうございました。

○事務局・矢代

ありがとうございました。

3 会長あいさつ

○事務局・矢代

続きまして、次第の3、会長あいさつ、寺尾会長、よろしくお願いいたします。

○寺尾会長

それでは、一言、ごあいさつをさせていただきます。

本日の審議会は昨年12月に開催されて以来、5か月ぶりとなるわけですが、この間、事務局におかれましては用途地域の見直しに向け、国や千葉県と協議されたと伺っております。将来の鴨川市にとって、秩序ある土地利用誘導により産業・市街地の活性化が図られるよう、委員の皆様方のご意見を拝聴し、一定の方向性を出していきたいと存じます。

簡単ではございますが、皆様方のご協力をお願い申し上げ、あいさつに代えさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○事務局・矢代

ありがとうございました。

ここで、会議の成立について、ご報告をさせていただきます。鴨川市都市計画審議会設置条例第6条第2項の規定により、この会議の成立につきましては、委員の過半数以上の出席が必要とありますが、本日は委員13名のうち11名のご出席を頂いておりますので、本審議会・会議は成立いたしますことをご報告させていただきます。

なお、鴨川市都市計画審議会設置条例第6条第1項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっております。この後の議事の進行につきましては、寺尾会長に務めていただきたいと存じます。

寺尾会長、よろしくお願いいたします。

○寺尾会長

それでは、座ったまま失礼させていただきます。条例の規定により、議長を務めさせていた

だきたいと思いますが、皆様方のご協力を頂き、円滑に審議して参りたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、会議運営にあたりまして、会議録の確認につきましては、議長において指名させていただくこととなっておりますので、本日の会議録の確認は、浦邊委員と永嶋委員を指名させていただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

4 議事

(1) 鴨川都市計画「用途地域の見直し」(素案)について

○寺尾会長

それでは、お手元の次第の(1)、鴨川都市計画「用途地域の見直し」(素案)について事務局の説明を求めます。

事務局から説明をお願いします。

○事務局・夏目

都市建設課 都市整備係の夏目と申します。よろしくお願いたします。

それでは、鴨川都市計画「用途地域の見直し」(素案)について、説明させていただきます。

鴨川市では、平成18年5月に鴨川都市計画区域内に用途地域を指定し、12年が経過いたしました。当時は平成16年3月に旧鴨川市で策定された都市計画マスタープランに基づき用途地域を指定しましたが、平成28年3月に現在の都市計画マスタープランに改定し、社会情勢の変化などにより土地利用の誘導方針が変わったことから、用途地域の見直しを検討してきたところでございます。

資料3ページをご覧ください。

用途地域の見直しにあたり、鴨川市の土地利用の実態に合っていない国道128号、主要地方道千葉鴨川線、主要地方道鴨川保田線の各沿道における用途地域の指定が問題点の一つであることから、今回、これら沿道に着目し、右側の凡例に変更対象地区と記載した3地区を抽出し、土地利用方針を定めました。

まず対象地区①につきましては、赤の横線による網掛けとなりますが、国道128号、主要地方道千葉鴨川線、主要地方道鴨川保田線の沿道の後背地となり、現在、第一種住居地域に指定しています。しかしながら、各路線とも沿道50m程度の範囲、青のメッシュの網掛けが沿道から25mとなりますが、その2倍の範囲、赤の網掛けまでの範囲で、沿道土地利用のにじみ出しにより、商業施設など非住居系の土地利用が見られることから、現況の土地利用を踏まえつつ、沿道地と一体となった土地の利用を、各々の状況に応じ許容することで、沿道地としての合理的な土地利用の誘導を図ります。

次に対象地区②につきましては、緑の縦線による網掛けとなりますが、主要地方道鴨川保田線の沿道、鴨川市役所周辺の地区となり、現在、第二種住居地域に指定しています。現況においても、商業系・産業系の土地利用が進んでおり、市民や来訪者の利便に資するサービスが数多く立地していることから、主要地方道鴨川保田線の沿道については、沿道型市街地としての

位置付けを踏まえ、周辺住宅地に配慮しつつ、沿道に立地する建築物等の更新に伴う大型化や高機能化を一定程度許容していくことにより、沿道地としての更なる利用促進を図ります。また、市役所周辺地区のうち、主要地方道千葉鴨川線沿道の後背地については、沿道地としての連続性をもった土地利用の誘導を図ります。

最後に対象地区③につきましては、青のメッシュの網掛けとなりますが、国道 128 号、主要地方道千葉鴨川線の沿道の地区となり、現在、準住居地域に指定しています。現況においても、商業系・産業系の土地利用が進んでおり、市民や来訪者の利便に資するサービスが数多く立地していることから、国道 128 号及び主要地方道千葉鴨川線沿道については、沿道型市街地としての位置付けを踏まえ、周辺住宅地に配慮しつつ、沿道に立地する建築物等の更新に伴う大型化や高機能化を一定程度許容していくことにより、沿道地としての更なる利用促進を図ります。

また、主要地方道千葉鴨川線の沿道である対象地区①と主要地方道千葉鴨川線沿道の後背地である対象地区③に跨りますが、花房付近の一部については、工業施設や業務施設などがまとまりをもって立地しており、市の産業を支える上で重要な役割を担っていることから、用途地域の見直しによる土地利用の誘導を図るものとします。

続きまして、資料 5 ページをご覧ください。現在の用途地域に既存不適格となる自動車修理工場が赤の網掛け、農業機械を扱う修理工場が緑の網掛け、その他の工場が黒の網掛けで表示しています。これらは、平成 18 年の用途地域の当初指定時から土地利用の現況に大きな変化はないものの、沿道に立地するディーラーなどの既存建築物において、施設の規模、作業内容が建築基準法に適合しておらず、将来的に施設規模の拡大や建て替えが生じた際に影響の出る恐れのある建築物であります。

自動車修理工場で 10 事業所、農業機械の工場で 3 事業所、その他の工場で 9 事業所となっております。

資料 22 ページをご覧ください。

これらの問題解決を図るため、周辺の住環境に配慮しつつ鴨川市の地域特性にあった沿道土地利用を誘導するため、適正な規模の自動車修理工場等が誘導されるよう、沿道用途地域を現在の 25 メートルから 50 メートルの範囲に変更するとともに、地域に必要な沿道サービス施設の維持更新が適切に行われるよう、特別用途地区により作業場の床面積と作業内容の緩和を行う方針といたしました。この特別用途地区とは、例えばオレンジ色に塗られた準住居地域では建築基準法で自動車修理工場の作業場面積は 150 平方メートルまでと定められておりますが、準住居地域に特別用途地区を指定することで、市の条例で作業場面積を 450 平方メートルまで緩和できるというものです。作業内容についても、自動車修理工場に関連する金属加工や塗装吹付などを許容することとしました。

また、コンクリートプラント等が立地している花房の一部の地域においては、準工業地域に指定し、周辺に影響を及ぼす娯楽施設等の立地を特別用途地区により制限する方針といたしました。

平成 30 年 2 月にこれらの案をもって、千葉県とともに国との協議を行いました。しかしながら、国としては、許可基準を上回る床面積の緩和や作業内容の安全基準を緩和することについて

ては、周辺環境に影響を与えないように設けた基準との考え方と整合がとれなくなってしまうことから、基本的には承認が難しいとの回答でありました。具体的には、準住居地域では自動車修理工場の作業場面積が150平方メートルまでと定められており、許可基準ではその2段階緩い作業場面積300平方メートルまでなら承認できるとのことでした。しかしながら、現在立地しているディーラーなどの作業場面積は最大で約400平方メートルあることから、450平方メートルまで緩和したいと協議したところ了解が得られなかったものであります。

資料40ページをご覧ください。

国・県との協議結果を踏まえ、主要地方道千葉鴨川線沿道及び主要地方道鴨川保田線沿道については、必要最小限の範囲で用途地域の変更と特別用途地区による強化を行うことを基本とした代替案を検討しました。

主要地方道千葉鴨川線沿道のうち、既に工業施設や業務施設などが多く立地する花房付近、紫に赤の網掛けがある範囲となりますが、周辺環境の保全に配慮しつつ、工業施設や業務施設などの立地を必要な範囲で許容するなど、産業の立地環境を確保する観点から、「準工業地域」への変更を行います。

これにより、商業系・工業系建築物の制限が緩和されることから、周辺の市街地環境に影響を及ぼす建築物等の立地を制限する「特別用途地区、第一種特別工業地区」を指定します。

特別用途地区として第一種特別工業地区で建築制限する具体的な内容は、資料36ページ下段に記載された別表のとおりであります。劇場・映画館・演芸場・観覧場・ナイトクラブ等で客席の床面積の合計が200平方メートル以上のもの、店舗・飲食店・展示場・遊技場・勝馬投票券販売所等で床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの、キャバレー・料理店等を制限いたします。工場以外は、準住居地域に準じた用途となるよう制限するものであります。

また、主要地方道千葉鴨川線沿道及び主要地方道鴨川保田線沿道のうち、既に自動車修理工場等の沿道サービス施設が多く立地する区域については、沿道住宅地としての環境を担保しつつ、市民生活や来訪者の利便性向上に向けたサービス機能の充実を図る観点から、一定の工業系施設などの建築物立地を緩和するため「準工業地域」への変更を行います。紫に青の網掛けがある範囲となります。

これにより、商業系・工業系建築物の制限が緩和されることから、周辺の住宅地環境に影響を及ぼす建築物等の立地を制限する「特別用途地区、第二種特別工業地区」を指定します。

第二種特別工業地区で建築制限する具体的な内容は、資料37から39ページ記載された別表のとおりであります。工場等で危険性や環境悪化の恐れがあるものに一定の制限を加えることとし、自動車修理工場関連を除き、これまでどおり準住居地域並みの建築制限となります。

なお、特別用途地区内における建築物の用途の制限につきましては、今後、条例の制定に向けた手続きを進めて参りたいと考えております。

参考として、資料42ページに条例案を添付しておりますので、後ほどご確認頂ければと思います。

資料46ページをご覧ください。

最後に、都市計画決定までのスケジュールにつきまして、ご説明させていただきます。

本日ご審議頂き、用途地域の見直し（素案）をご承認頂きましたならば、準工業地域へ変更となる区域の近隣住民の方へ説明会を開催し、都市計画原案を作成します。7月の早い時期に再度、都市計画審議会を開催させていただき、都市計画原案の縦覧、公聴会、千葉県との事前協議をした後に法定手続きを経て来年の早い時期に都市計画決定、条例の施行へと進めて参りたいと考えております。

なお、破線で囲まれている公聴会につきましては、住民から公述の申出があった場合に開催、10月の都市計画審議会につきましては、原案の縦覧や千葉県との事前協議において変更が生じた場合に開催することといたします。

以上、鴨川都市計画「用途地域見直し」（素案）についての説明とさせていただきます。

○寺尾会長

事務局の説明が終了いたしましたので質疑をお願いします。

何かご質疑等ございますでしょうか。

○高山委員

鴨川市さんで計画された初めの案は幹線道路沿道の準住居地域を広げるということで、マスタープランに基づいてのことかと思いますが、最終案は国や県の意向で、鴨川市さんで不都合というか、マスタープランとの整合性はどのようなのでしょうか。

○事務局・野村

それではお答え申し上げます。資料の5ページに不適格建築物を抽出させていただいている図面がありますが、この中で、それぞれの沿道における自動車修理工場をはじめとする工場等の不適格がございました。これをなんとか沿道で展開していきたい、そこへ誘導したいということを、県・国へと申し出て、用途地域の変更をしたいと協議させていただいたところ、先程の説明にあったように、用途地域の用途を緩和する特別用途地区は、緩和しすぎる条例の制定や内容については、国では承認できないということで、逆に準工業地域という指定をして、条例で規制をかけるような内容であれば承認できるということなので、部分的にディーラーが多いところをスポットで準工業地域に指定し、また生コンプラントなどがあるところを準工業地域に指定して、周辺の住宅と混在しないような形で、周辺の住環境に影響を与えるような用途を条例で規制しようという内容で国の承認が得られるということになったので、最終案を素案とさせていただきたいということでございます。よろしく願いいたします。

○寺尾会長

外に何かございますか。

○鈴木委員

細かいことはよく分からないのですが、大きな方針といたしまして、既存の商売の障壁にな

るような変更ではないということで考えてよろしいわけですね。むしろ、既存の商売の規制緩和をしようという姿勢だということですか。

○事務局・矢代

鈴木委員さんのおっしゃるとおりでございます。資料5ページの既存不適格となった物件につきましては、全て個別に事前調査をさせていただいております。今後の事業展開や現在の作業場面積等を全て調査させていただき用途を変更しようとしているもので、それらを許容できる内容で考えた結果がこのようになっております。

○鈴木委員

安心いたしました。

○寺尾会長

外に何か。

○浦邊委員

第二種特別工業地区、これは建てられない建築物として、キャバレー、料理店その他これに類するものとありますが、スナックなども料理店に入るのですか。

○事務局・矢代

料理店ですが、客の接待をして客に遊興又は飲食させる営業と定義されております。スナックがそれに当たるかどうか分かりませんが、どちらかと言うと、料亭など普段から芸者さんがいるような場所ですとか、接待をメインに考えているようなところが料理店だと聞いております。

○浦邊委員

では、スナック、居酒屋は入らないのですか。

○事務局・矢代

カウンターを出てお客様の隣に座るとか、そういうものは少し難しいと思います。

○浦邊委員

この沿道にも少しありますよね。

○君塚委員

風俗営業上、スナックや居酒屋は接待行為をしてはいけないが、もしそれをやるのであれば、風俗営業としてのきちんとした許可をとらなくてはならない。店のつくりがどうかということ

ではなく、営業形態で決まってくる。

○事務局・野村

補足をさせてもらいます。今ある店舗につきましては、既存不適という形で、その権利は保障されますので、営業を既に行っていればそのまま継続して営業はできますが、新たにその地域で接待をするような飲食店や飲み屋、スナックなどをやろうとすると、それは風営法の対象になってしまいます。今、営業しているものは大丈夫ということであります。それから、先程説明が足りませんでした。カウンターから出て、ボックスにお客様と一緒に座ってお酌をするようなものが規制の対象になると解釈しております。

○浦邊委員

では、建て替えもいいわけですね。今現在あるところは、建て替えもよろしいということで。はい、わかりました。

○鈴木委員

こういう場合はどうなのですか。代替わりをして名義変更をする。同じ店名で継続をするが、代替わりをして名義変更する。

○事務局・矢代

その商売を承継するというので、引き継いでいければ大丈夫かと思えます。

○亀田市長

風営法はかなり厳しいですよ。

○君塚委員

接待行為をする場合には、風俗営業の規制に関わってきます。建物の規模や構造ではなくて。

○亀田市長

今のこの場所は、風俗営業はいいのか。

○事務局・野村

厳密に言うと風俗営業等には学校から何メートルとか、用途地域以外にも制限があります。

○亀田市長

今回の用途地域の変更によって、風営法の規制で変更が出てくるものがあるのか。

○事務局・野村

基本的に住居系の用途地域は、風営法の規制が掛かります。

○君塚委員

すみません。その辺は確認して事務局の方に回答申し上げます。

○事務局・野村

基本的には、自動車修理工場以外は今と同じ制限となるよう条例で調整していこうということです。既に住居系で規制が掛かっているものについては、今回の変更でも同じような規制が掛かります。あくまでも自動車修理工場のみ緩和しようという内容の変更をしようというものでございます。

○平川建設経済部長

今回の用途地域の変更では、その辺は影響が出てこない。

○事務局・野村

もう既に規制が掛かっています。

○浦邊委員

ありがとうございました。

○渡辺委員

この後、住民への説明会があり、想定される住民からの意見や、住民が自分たちの生活にはほとんど影響がないと理解するのか、そうではなくて、かなり影響があると理解するのかという想定を既にされているかと思しますので、その辺りを少し説明していただくと、この主旨がよく分かってくるのですが。

○事務局・野村

それではお答え申し上げます。今回の用途地域の変更の主な目的は、今ある既存のディーラー、工場が例えば建て替えをしようとした時に、思うような建て替えができない制限が掛かっております。そうしますと、その産業がここから逃げて行ってしまう、他でディーラーを作らなくてはならない、それではまずいだろうということで、今の場所で建て替えができるような用途地域の変更をしようというものでございます。ですから、今の工場やディーラーの裏側の住宅地の方については、ディーラーが前にあるということ自体は変わらないことですので、今あるものをさらに大きくするのではなく、同じものの建て替えが可能になるという変更ですというような説明をしていこうと考えています。

○渡辺委員

用途地域の変更によって悪影響が出ることはないということによろしいですか。

○事務局・野村

準工業地域ですと先程説明したように、工業的なもの、薬品や騒音、規模もそうですが、規制は緩くなるが、それを条例で規制をしようということです。それを準住居地域並みの制限に規制をしようと、今の既存の形態は準工業地域で緩和させておいて、その他のものについては、条例で規制しようということです。そのような説明をしていきたいと思っています。

○寺尾会長

外にご質問等ございませんか。

それでは、本件につきましては、見直し案に対する近隣住民への説明会を開催し、再度審議することといたします。

(2) 鴨川市用途地域等指定方針及び指定基準（素案）について

○寺尾会長

続きまして次第の(2)、鴨川市用途地域等指定方針及び指定基準（素案）について事務局の説明を求めます。

○事務局・夏目

それでは、鴨川市用途地域等指定方針及び指定基準（素案）について、説明させていただきます。

本方針及び基準は、本市で平成28年3月に改定した「鴨川市都市計画マスタープラン」に基づいた将来の目指すべき都市の姿を実現するため、用途地域等の指定に関する基本的な考え方を定めたものであります。

本方針及び基準は、平成22年4月に千葉県都市計画課で定めた千葉県用途地域指定基準をベースとしておりますが、鴨川市の実情に合わせて変更・追加した内容を赤字で記載しております。

変更・追加した主な内容としましては、
資料5ページ、用途地域以外の地域地区等の活用方針を追加しました。
資料30ページ、用途地域以外の地域地区等に関する指定基準を追加しました。
資料31ページ、道路端から50mの区域で用途地域等を指定できる場合の条件を整理しました。

なお、今回の用途地域の見直しは、この指定方針及び指定基準に基づき作業を行うものであります。

以上、簡単ではございますが、鴨川市用途地域等指定方針及び指定基準（素案）の説明とさせていただきます。

○寺尾会長

事務局の説明が終了いたしましたので質疑をお願いします。

何かご質疑等ございますでしょうか。

ないようでございますので、本件につきましても、用途地域の見直しと関連する内容でありますので、用途地域見直し案同様、再度審議することといたします。

(3) その他

○寺尾会長

続きまして「その他」といたしまして、何かございますでしょうか。

事務局から何かありますか。

○事務局・夏目

次回会議の日程について、ご連絡させていただきます。

本審議会の後、住民説明会を開催し、6月末から7月上旬にかけて次回会議を予定したいと考えております。会議の日程については、ご連絡を差し上げ調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○寺尾会長

それでは、以上をもちまして、本日予定されておりました議事につきましては、全て終了いたしました。円滑な議事運営にご協力頂きまして、ありがとうございました。議長の職を解かせていただき、以降の進行を事務局にお返しいたします。

5 閉会

○事務局・矢代

寺尾会長、議事進行ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、平成30年度第1回鴨川市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。

長時間にわたる会議、大変お疲れさまでした。

本日は、誠にありがとうございました。

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規定により議事録の内容について確認します。

平成30年 6月27日

浦邊 洋一

永嶋 良子
